

○会長 よろしいでしょうか。それでは、ほぼ定刻となりましたので、第6回補助金適正化審査会を始めさせていただきたいと思います。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず事務局の方から、事前送付資料それから本日の配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○財政課長 本日は、大変お暑い中、また騒然とする中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、第6回の補助金適正化審査会の資料につきまして、概略ご説明申し上げます。

事前送付資料及び本日席上配付資料等の説明

○会長 ありがとうございます。それでは、早速ですが、次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと思います。

いつものように審査の方に入っていきたいと思いますが、今回はお手元の方に審査順という紙も配付されているとは思いますが、そちらに従いまして、21件ほど、かなりの数がありますので、粛々と進めてまいりたいと思います。

最初に、団体の35から38、社会福祉協議会関係の補助金を一括して事務局の方からご説明願いたいと思います。

○事務局 団体の35番、社会福祉協議会運営費補助金、団体の36番、福祉サービス支援センター運営費補助金、37番、NPO・ボランティア活動推進センター補助金、38番の高齢者入居支援制度補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今の社協関係の四つの補助金につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。どうぞ。

○委員 昨年、社協のあり方検討会というのが設置されて、社協事業の再構築、経営改革について検討されたというふうに記載があるのですが、その結果というのはどうだったのでしょうか。

○地域福祉担当課長 検討会が設置されまして、その報告に基づいて、今具体的にどのようなことを取り組むかということで検討中です。

○委員 あり方検討会が開催されたということになりますと、どういった問題点について検討しようという趣旨だったのですか。

○地域福祉担当課長 具体的に財政的な部分では、自主財源をどのように確保するかとか、

具体的には地域にその地域福祉の事業を推進するに当たって、地域住民との協働をどのようにするか、あと社協の中の組織体制をどのような形で見直していくかといったようなことが主なものだったかと思います。

○委員 そうすると、補助金については何か、あり方検討会で議論になっているんですか。

○地域福祉担当課長 たしか、自主財源の部分をどのような形で確保するかというようなところも、検討課題に上がっていたかと思います。

○委員 この人件費の部分ですけれども、この資料の方、使用状況の方を見ますと、固有職員と派遣社員の交付額、これを見ていると、賃金体系とかそういうのが違うからだとは思いますが、固有職員と比べると、全体的にその派遣職員の方が大分金額的に高いという印象を受けます。事務事業評価の方でも、区派遣職員の人件費の抑制を中心として経営努力を行うということですが、この辺のところは将来的にはどういう形で具体的に、さらに削減を図るのか。例えば、人数をもう少し減らすのとか、または固有職員の方の比率を上げて派遣職員の方の比率を下げるのかとか、固有職員と派遣職員との役割分担とかを把握していないので、どういうふうに変えていくのかというのが、よくわからないんですが、その辺のところをご説明していただきたいんですけれども。

○地域福祉担当課長 賃金関係ですけれども、社会福祉協議会の職員の給与体系は、ほぼ公務員の給与体系に順ずる形になっております。ですので、その経験年数とかによって、給与賃金が変わってきておりますし、派遣職員も派遣する職員の年齢とか職責に応じまして賃金が変わってきておりますので、そういった関係で賃金については、今資料のとおりになっております。

これからの派遣職員をどのようにするかと固有職員の部分につきましては、多分、大きな社会福祉協議会のあり方に触れるところですので、今の検討の中で今後方向性等を検討もしていく内容になっているかと思います。まだ、その辺の大きな方向性というのは出ておりません。

○委員 実は、雇用職員の件ですが、社協ができたころは、荻窪の狭いところで、五、六人でやっておりました。それからもう何十年たっておりますから、もちろん変わるのは当然ですけれど、審査表と、この補助金使用の一覧表、これだけの資料を細かく見ることは大変なので、そんな感じがして。今は外部からの派遣の職員もたくさんいらっしゃいますね。あんさんぶるに移ってから事務局をのぞきますと、大変大勢いらっしゃいますので、それだけお仕事が大変なのだということを私は感じております。人数が大変いるから、

あら、こんなについていいものかなと思って、昔と比べちゃうんですけど。

○地域福祉担当課長 多分、社会福祉協議会の果たす役割というか期待されるものが随分広がってきてまして、事業につきましても、安心サポート事業もここ数年のことですし、また、さんあい公社を社協に吸収しているような形で、人数もふえております。

○委員 35の件につきましては、この協議会の職員の人件費とか施設の維持費ということで運営補助を継続していかなければならないと私は思っています。そういう詳細の細かいことはとても私は把握できませんので、この二つの資料を見てそう感じておりますので、これからもそうしていったらいいかなという感じがいたします。

それから、36の件も、2分の1が東京都から支弁されておりますので、やっぱり補助金は継続すべきかなというような感じが、私はいたします。

それから、37の件ですが、NPO・ボランティア活動推進センター補助金については、運営費としての補助金の支出は好ましいものではないけれど、委託料に切りかえて区の責任を明確にして経費の負担をしていくことが必要ではないかなという感じがいたしました。

それから、38の高齢者入居支援制度の補助金につきましては、予算上、17年度から額を大幅に引き下げておりますけれども、今後ともその程度の規模で予算化しておくべきかなというような感じがいたしました。

○委員 38番の高齢者入居支援制度補助金ですけど、これは、累積でどのくらいの預託件数になっているんですか。

○事務局 5件です。

○委員 この葬儀とか家財撤去する場合の預託で、7万円とか5万円預かるのが今のところ5件しかないということですか。これは、結局累積していけば、その分から幾らか負担が出てくるということだと思うんですけど、長期的な展望というか、今現在はそれは預かっているだけで、お亡くなりになっている方がいらっしゃるんで、補助金が出ていないということですよ。長期的にどんな展望、累積件数とかですね、毎年の死亡件数とか考えていらっしゃるんですか。

○事務局 毎年、大体平均二、三件の申請の動向で動いています。これは高齢者の方なので、いつお亡くなりになるかというのは非常に、その方の体調なりいろんな状況があるので、短期間にまとめて補助金として出す年が可能性として出てくるかもしれませんし、この状況でお亡くなりになる方がなければ補助は出ないというようなことで、具体的にどのくらいの補助金、補助の件数が出るかというのをちょっと推測がまだつかめていません。

○委員 ちょっとよくわからないんですけど、補助金予算額が、15年、16年と576万円あるということですけど、預託件数、今、累積で5件しかないわけですよ。そうすると5件全部あったとしても、葬儀で13万円で家財撤去で5万円で、合わせて18万円×累積の5件全員がお亡くなりになったとしても、90万円しか実績は出てこないはずだと思うんですけど、違いますか。

○事務局 おっしゃるとおりです。当初、最初に事業を14年10月に始めましたので、15年度から事業が丸々1年間始まっています。当初、その15年度始まる時には、資料にもあるように一応32件、これはですから申し込みもそれなりの相当の件数があるという前提で、15年度予算の見積もりをさせていただきました。

○委員 これは、要するに申し込んだら、預託を受けたら、その分がすぐお亡くなりになるという計算で予算立てをしているという意味ですか。

○事務局 すぐにといいわけではないんですけども、当然、ケースとしては申し込みを受けて、非常に短い期間でそういう状況が発生することもありますし、長期的にしばらく発生しないというようなことも状況としてはあるかと思うんですが。

○会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

○委員 団体37のことですが、平成18年からNPO法人による運営ということで、この運用形態の変更というのは適切であると思うんですが、これは具体的にその運営方針が変わったときに、社会福祉協議会とこの新たな運営形態との関係というのはどういう形になるんでしょうか。あと、責任体系とかですね。どういう形で具体的に変更になるのかというのを教えていただきたいんですけども。

○地域人材・NPO担当課長 NPO担当ですけども、18年度から区内のNPOの有志で新たに立ち上げる法人への委託を想定しています。そうなりますと、これまでの社協に運営をゆだねていた部分というのは、17年度でそういった意味では切れますので、それは全く新しい組織に委託をしていくと、こういう考え方でございます。

○委員 ということは、メンバーは全然重複しないという感じになるんでしょうか。

○地域人材・NPO担当課長 今新たにNPO法人の立ち上げ準備をしています方々は、現センターの運営にもNPO関係者としてかかわっている方々でございますけれども、いわゆるここで補助としてお示ししている人件費、これは社会福祉協議会の固有職員、それと社会福祉協議会が雇用する非常勤職員ということでございますので、今後は全く新たな法人組織が固有のスタッフを抱えて必要なセンター運営を担っていくと、こういうイメー

ジでございます。

○委員 あと、社会福祉協議会の事業報告書の30ページですけれど、次期繰越活動収支差額というところで、前期繰越活動収支差額が2億4,200万円、当期活動収支差額が1,400万円というふうに書かれて、かなり大きい金額がこれに残っているんですけど、この辺については、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○地域福祉担当課長 大変申しわけありません。これは調べて、後でご回答でよろしいでしょうか。申しわけありません。

○会長 社協関係といいますと、補助金の額が非常に大きいということで、補助金を見直していくときに、いろいろな補助金を扱っていると聞きますけれども、非常に少額のものもあれば、この社協のように大きなものがあるって、見直す、実を上げるという意味では変ですけれども、やはりきちんと見ていかなきゃいけないものの一つではないかと思うんです。次期繰越金も、その全体の約3分の1ぐらいですよ。先ほどもご質問が出ましたが、35番の使用状況一覧の方で、一つは15年度に「さんあい公社」の事業移管があったことだと思うんですが、やはり派遣職員の数が非常に多いということはあろうかと思うんですね。それから給与水準自体も、ここに載っている交付額とか実績というのが、直、個々の職員の給与ではないと思うんですが、今、資料としてこういうような形で出てきますと、どう受けとめられるかということもあります。

いずれにしても、通常、その職員の一人当たりのコストの平均というふうに見るときの額に比べてもかなり多いと見えますので、やはりこれは補助金の見直しということから見ると、ちょっと話は違う、社協の見直し、新体制を考えていくという議論の方に行こうかと思いますが、派遣職員数それから給与水準、これは言ってみればほとんどが、幹部職員の方々だと思います。それがこれだけの数、公社と一緒にあって、一時的な問題であるにせよ、こういう数があるのがふさわしいのかどうかということは、きちんと考えていかなきゃいけない問題じゃないかなというふうに思います。

それから、36番の方については、都と50%ずつの事業になっておりますが、これは、中身というよりは、補助金審査表の理由のところ、実施計画にも位置づけられているということですが、基本的にはほかのものも、実施計画に位置づけられているんですよ。そういう書きぶりのものがほかのところにもあったので、気になったのです。

37番については、NPO法人に移って、社協に対する補助金ではなくNPO法人への委託ということになると思うんですが、たまたま、この審査会の審査のタイミングが過渡期

に当たるので、新しい実態の方はどうなるのかというのを見届けることができないんです。その際には、例えばこの補助金でその算定の根拠になっているような、例えば職員の人件費にかなりの額が充てられていると思うんですが、そこら辺がどういうふうになるかということ、今の段階では少しお答えいただけるんでしょうか。

○地域人材・NPO担当課長 詳細は、これから18年度予算査定の中でということですけども、今推計しているところでは、総額そのものも当然少し絞り込むという方向になると思います。その総額に対して人件費の占める部分というのは、約6割以下というイメージで、今、団体の方もいろいろと話しているという状況でございます。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

それから、38番につきましては、このあっせんしたアパートに入居して、かつ、葬儀とか家財撤去について申し込まないと、これは適用されないということなんですよ。

○事務局 はい。

○会長 そうですよ。その件数自体が、ですから少ないということなんですよ。ただ、これは今やっているアパートだけじゃなくて、民間、既に入居している人にも利用できるように17年度より改めたということだと、場合によっては対象件数がふえる可能性もあるということでしょうか。

○事務局 はい。そうです。

○会長 それで、この17年度予算はこれでも大丈夫なのかなというようなのが逆にあるんですけども。それはどれくらいふえる見込みがあるのかとか、あるいは、やはりこれはいろいろ、独居老人の問題とか高齢者の問題とかそういうことがあろうかと思うと、だんだんこういうことが、余り望ましくはないかもしれませんが可能性としてはふえてくると思いますか、こういう制度を利用したいとか、ふえていくんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに関心されているのかという点を、今の段階でお考えのことを少し教えていただければと思うんですが。

○事務局 件数については、やっぱりこの負担、預託金の額がそれなりの金額をご本人が負担しますので、そんなに大幅な増というのは見込んではいないんですけども、やはり民間のアパートに既に住んでいる方も同じような状況で困っている方がいるということで、制度の対象者を広げました。なおかつ、一度に全員がお亡くなりになるということはないので、件数としては5件程度を見込んでおけば、今現在が15・16年度までの累計で5件ということなので、今後17年度も申請が新たにあったとしても、いきなり全部を執行するとい

うようなことはないので、一応5件というような形で今年度は見積もりをさせていただいているような状況です。

○会長 私、余りこういう詳細な社協に関して、ほとんど個々の職員の人件費に相当するものの資料を見る機会がないんですけれども、こういうふうに見させていただいて、いろいろな経緯等もあるでしょうけれども、やはりここをきちんと見直していかなきゃいけない点だろうなど。これは、所管の方もお考えだとは思いますが、この補助金、その中でも35番ということになります、そこら辺を中心にどう見直していくかというのをきちんと考えていく必要があるかと思います。

社協関係については、ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次の団体の39から保健福祉部管理課の所管のものになりますが、これ以降やや個別に性格が違う補助金ですので、一つずつ見ていく形にさせていただきたいと思えます。

それでは、団-39、ご説明をお願いします。

○事務局 団体-39番 バリアフリー情報ホームページ運営事業費補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。私もちょっと事前に見てくればよかったんですが、これは一般の者でもすぐアクセスして見ることができるわけですね。普通のインターネット上の情報として出ているわけですね。

○事務局 杉並区の公式ホームページからすぐに入れるようなリンクを張っております。

○会長 そうですか。そのホームページを見て、アクセスが随分あるようなんですが、例えばそこには広告とかを出して行って、広告収入とかというのはあるんでしょうか。

○事務局 今、やはりそれはちょっとうちの方でやっていただかない形になっておりますので、法人の方からは、広告等を出して収益を上げたいということは言われております。

○会長 この適正化の方向の理由では、事業収益で運営が可能かどうか、20万円ですから、これだけのアクセス数があって、広告収入が入ればそれぐらいはいつてしまうんじゃないかなとは思いますが、補助金依存率は現在83%と非常に高くなっているものですから、ここら辺がちょっと記述の整合性というのは、読んでいてよくわからなかったものですか。何か、皆さんの方からありますでしょうか。

○委員 そもそも、区のホームページからリンクしていて、広告という可能性はあるんですか。

○事務局 それはできないということになっておりますので、そこでちょっと制限がかかっております。

○委員 そうすると、なにが事業収入となるのですか。

○事務局 このバリアフリー情報の関係では、収益というのはないですね。この補助金だけになります。

○会長 ということは、このバリアフリー情報の「いってきまっぷ」というのを運営しているということに伴って、副次的に何かその事業を行い、そこから収益を上げられればという話になるわけですね。

○事務局 そうですね。やはり区の方のこういった事業に協力していただいているということで、ほかの事業も委託されたりするということで、事業の収益があるという法人の形になります。

○委員 資料を拝見すると、月々のアクセス数が大体3,000から4,000ちょっとぐらいですか。

○事務局 というふうに聞いております。

○委員 大体これ、潜在的に利用者数って、こういう情報を必要としている人がどのぐらいいるのかというのは、お考えでしょうか。ということは、その必要としている情報の何割ぐらいの人がこれを利用しているかという、大体その辺の評価はどういう感じなんでしょうか。

○事務局 そうですね。障害者の方とか高齢者の方の数というのは把握しておりますけれども、やはり4,000件という数の方は常にアクセスしている方かなというふうには思っておりますので、障害者、高齢者等の中でも、やはりホームページ等を見る環境にない方のほうがちょっと多いものですから、その点で紙ベースの情報等をつくっていきたいというようなことでは、私どもでは考えております。数としての分析は、ちょっとしておりません。

○委員 紙ベースの方は、更新は定期的にやっておられるんですか。

○事務局 紙ベースのものは、今のところないんです。こういったホームページだけの情報になっておりますので。

○会長 先ほどのお話のように、区のホームページにリンクを張っていることで、例えば広告収入が得られないとか、いろいろな制約が出てきているとすると、補助事業というよりは、これはもう、委託か何かという印象の方が非常に強く感じるんですけれどもね。で

ないと、あるいは、補助事業なら補助事業らしくもう少しこれを使ってさらに事業展開できるような形にしていけないと、本当に下請的なイメージになってしまいますし、委託として割り切ってやっていただくというような形にするかですね。

ちょっと1点、交付団体との決算状況というところ、15年度ですが、歳入が25万5,000円、歳出24万円、補助金83%となっておりますが、これ、この事業だけではなくて、交付団体そのもののこの決算でよろしいですか。

○事務局 はい。この事業だけです。

○会長 じゃあ、実際の団体の決算は、また、別。

○事務局 また、別ですね。

○会長 いかがでしょうか。

こういうホームページ、何ていいますかね、いろいろな人たちが使える一種の公共財的なものですから、何らかのサポートが必要だとは思いますが、より使いやすく発展させられるような仕組みというのを考えていかなければいけないなど。それが補助金という形でやっていくのがいいのかどうか、補助金の仕組みの中でやるとすればどういうあり方を考えなきゃいけないのかということは、あろうかなというふうな印象を持ちますが、大体そういうところでよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。それでは、次に40番ですね、お願いします。

○事務局 団体の40番 地域福祉活動立上げ支援事業補助金について説明。

○委員 この収支決算書を見ますと、区の補助金がないと毎年の運営費を賄えないような形に見えるんですけど、今後この継続的な助成をすると団体の自主性・自立性を阻害するということですが、果たして補助金がないと、そのまま継続事業できるような形だと思えるということでしょうか。

○地域福祉担当課長 団体の活動もさまざまですが、3年間は補助がある。あと残りの事業をどのようにするかというところは、すべて、もう3年間の継続補助が終わって、活動自体をやめている団体は今のところございません。ただ、なかなか、その3年間の補助の後は、団体が賛同者を募ったり、また、事業収益として何か事業展開を広げながら自主的にできるということを想定している補助なんですけれども、現状としては、なかなか厳しいものがあります。ただ、これを永続的になかなか補助するということになりませんので、3年間の後には団体が自主的に財源の確保というような形を見通しながら、事

業展開をしていていただきたいということではあります。

○委員 要するに、今のところ、この補助金をなくして、今ある団体というのが財源等を探しながら自分たちで継続的にできるというような感触ということですか。

○地域福祉担当課長 多分一番厳しいところが、家賃等の部分が、区内で支払う場合、事務所の経費等は、なかなか団体として継続的に支払うというところでは難しいのかなというところでは考えているところですけども。ただ、それは、じゃあ、継続的に区が何年も補助していけばいいのかというところは、なかなかそういうふうにはならないというところで、とりあえず3年間は区の補助をしながら、団体はその3年間の区の補助を受けながら、じゃあ自主的に自主財源で確保しながらやっていけるかというところの計画も立てながら事業運営していただきたいという意図で、この補助金という形になっております。

○会長 この3年間の補助が既に終わって、終わった団体というのは幾つぐらい、今のところはあるんでしょうね。

○地域福祉担当課長 15です。

○会長 そうですか。その中で、実際、補助金の事業期間が終わった後、例えば事業規模を縮小せざるを得なくなるとか。いろいろなその事業形態を変えたとか、そこら辺大体どんな感じでしょうね。

○地域福祉担当課長 事業規模を縮小というような形では、聞いてはございません。ただ、自主的に任意団体として立ち上げた団体がNPO法人格をとって会員を募り、というような形での活動を展開しているところはございます。

○会長 それなりに、3年の補助が終わって、苦しいながらも何とかやっているという状況ですか。

○地域福祉担当課長 はい。現在はそういう状況です。

○委員 18年度の補助事業全体を一たん終了しますが、動向を見ながら総合的な検討を行うことが適当かなというような感じがいたします。そういうことを感じましたけど。

○委員 補助金の交付要綱の第2条のところを見ますと、利用会員の過半数が杉並区民であるということが一つの要件になっているんですが、今のお話ですと、この組織が補助金がないとかなり運営は厳しいということになってくると、過半数、印象としては大多数の人が、ほとんどが杉並区民であれば積極的に補助金を出すという理由があるのかなという根拠が、もっと、より強くなると思うんですが。実態としては、大体どのくらいの利用者の割合、シェアとして区民がどのくらいあるのかというのは、数字としてはどうでしょ

うか。

○地域福祉担当課長 100%まではいかないと思いますが、ほぼ区民の方の利用ということになっておるかと思いましたが、ただ、近隣区等で移送サービスというような部分では、近隣区の方がご利用なさる場合もあるかと思えます。

○委員 要綱で過半数というのは、この根拠というのは、何か実態がそういうのであれば、もうちょっと厳しくしてもいいのかなという気もするんですけど、これは何か理由があるんでしょうか。都との50%、50%の補助ということですけど、その辺の絡みとかはあるんでしょうか。

○地域福祉担当課長 特に都の補助金との関係ではないかと思えますけれども、今言ったような移送サービスですとか近隣区の関係で、例えば一つの団体で知的障害者のホームヘルプの養成をしている団体があるんですね。それは、中野養護学校というところの父兄の方が中心になってやっていたんですけど、そうしますと、杉並だけではなくてやはり他区からの方もいらっやっていますので、そういった方も含めもっての活動が展開できるような形も想定しての割合だと考えています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。サンセット事業として行われているということで18年度で終了、もう既に新規受付は終了しているということですね。ということなので、期間を限定して、その団体の自立性・自主性というものを尊重する形で支援するというのは、あり方としては基本的には望ましい形である一方で、その後どういうふうに移しているのかということ、やはりきちんと見た上で、この補助金を単に延長するということか、そういうことではなく、こういう福祉関係のいろいろな補助金の中でどのように位置づけていくかということ、また考えていかなきゃいけないのかなということはあるかと思いますが、この団体の40番については大体よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、では、次に41番の方をお願いします。

○事務局 団体の41番 友愛の灯協会補助金（ハンディキャブ事業運行補助）について説明。

○会長 これ、先ほどの補助金で、例えば新しくその移送サービスを始めたようなNPOとかそういうのもここにかかわってくるということもあり得るんですか。それとは、また別ですか。

○地域福祉担当課長 このハンディキャブ事業につきましては、独自の補助という形でし

た。区の補助事業としては13年度からでしたけれども、団体が平成8年あたりからやっております、その当時こういったハンディキャブ運行事業というのはなかなかなくて、ここが区の中でも一番の活動する団体ということで、独自に補助しておりました。先ほどの地域活動立上げ支援事業につきましては、そういった事業に立上げ支援事業がありましたので、そこにまた新たに福祉サービス、移送サービスの事業などもかかわってきておりますので、そういったものも含めて、今度移送サービスの運営協議会等を立ち上げまして、そこに一本化するような形で整理されていくということで考えております。

○会長 来年度以降そういう形に加わっていく形になるということですね。

○地域福祉担当課長 はい。

○委員 このハンディキャブですが、よく高齢者がデイサービスのような形で、街角で立っていますと車が参りまして、その車に乗って、それからサービスのところまで輸送していただくわけですが、こういう車のことをこれは言っているわけですか。

○地域福祉担当課長 デイサービスの通所の車のことでしょうか。

○委員 ええ。よく施設があって、そこへ運んでいただいて、また送っていただくという。

○地域福祉担当課長 違います。

○委員 違うものですね。これは具体的には。

○地域福祉担当課長 個人の方、例えば高齢者ですとか障害をお持ちの方がこちらの方に利用申し込みをなさって、そちらにお迎えに行つて、例えば病院ですとか、それからお買い物ですとかというような形で。

○委員 大きさはどのぐらいですか。やっぱり10人ぐらい乗れるような。

○地域福祉担当課長 基本的には車いすが車の中に入れられるような形になっていて、お一人か2人かとか、いろいろ介助者が乗ったりとかいう感じです。

○委員 それが6台あるということですね。

○地域福祉担当課長 はい。

○委員 わかりました。

○委員 受益者負担という意味でお伺いしたいんですけど、この資料、団-41というところの備考欄に金額が書いてあるんですけど、車両管理料収入ですと、1時間300円、協力費収入1時間300円、ガソリン代収入1キロ30円、これが受益者の負担する料金。ですから、例えば病院まで5キロで30円を掛けて150円、それに、あと1時間かかっているんだつたら300円・300円で600円と、750円ぐらいで受益者は負担が済むという、そういうふうに

読めばいいんですか。

○地域福祉担当課長 基本的には利用単価が時間ごとに決まっております、1時間30分までを600円、プラス、ガソリン代というような形で設定しております。1時間30分以上は1,200円と、こういうような形での料金設定になっております。利用料金とここに記載してあるものは、ご本人の負担額とはちょっと違うかと思えます。

○委員 タクシーなんかでもそういうものが最近はあるように聞いていますけれど、それに比べればかなりお安い料金になっているわけですね。

○地域福祉担当課長 安いです。

○委員 何というんでしょうか、運行の実車率というのですかね、そういったものは、要するに予約をしてもなかなかとれないような、そんな状況下なんですか。

○地域福祉担当課長 予約すれば一応利用できるような状況にはなっていると思います。ただ、時間帯等、曜日等で重なる場合もたまにはあるかとは思われますが、一応利用できるような状況になっております。

○委員 それは、どなたでも。高齢者とか、そういう福祉。

○地域福祉担当課長 一応、会員制になっております。

○委員 会員。そうですか。

○会長 タクシーよりも安くできるというのは、この補助金を出しているから安くできるということではあるわけですが、もちろん。これは相当なコストがかかる事業でありますので、むしろ、最近そういうタクシー業者がいろいろ、福祉の関係に参入しているからこそ、こういう補助金を出して、それ以外の、こういう団体も支えていくという形だと思えるんですけれども。

いかがでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

これは都との50%ずつの事業になっておりますけれども、補助金になっておりますけれども、特にその補助金の出し方として、今までこの友愛の灯協会というところに出していたのを別のやり方に変えていくということは、これはもう、区の側のこの交付の仕方でまた変えていけるということですね。では、これはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次に42番の方にまいりたいと思いますが、ご説明をお願いします。

○事務局 団体の42番、地域福祉活動推進事業補助金について説明。

○委員 単純に、これ、利用料に、例えば1食700円で割りますと一日当たり34食というこ

とになりますし、それから、もう一つの有償家事援助の方につきましては、時間数を日数365日で割ると一日当たり13.7時間ということで、それほど広く利用されてはいないのかなど。その人たち、特定の人たちに対する区の補助金という意味では、ちょっとやはりどうなのかなというふうに思いましたけれど。

○会長 今、委員にご指摘いただいたその点が、今後その他の事業者との関係という整合性という点とも関係してくるんですか。

○地域福祉担当課長 多分、介護保険制度が始まってからの、介護保険制度に適用されない方等とすき間の方のサービスというような形で、この団体は活動している状況です。活動する方たちも、ほぼボランティア的な要素で活動しているようなところですが、利用料につきましても、平成15年度までは500円というとても安価な値段でサービスを提供しておりましたが、都からこれまで100%の補助がなくなるということで、団体はなるべく自分たちの自主財源を確保ということで、16年度から配食を700円というような利用料にしたものです。

実態、数的にはそれほど多くなくても、やはり700円に上げたところで、もう利用をやめられる方も。もしそれであれば、利用・需要がないのであれば、この活動もやめていく方向も団体の方は考えているところですが、700円に値上げしても結局利用者の方はそのまま利用を続けているというところで、やはり需要があるということで、団体は今後とも続けていく方向でということ考えているようなところではあります。

ただ、今後、都の補助金100%がなくなると聞きますので、この補助金のあり方、どのような形で区が補助金を出していくかということは、今後の検討課題ということになります。

○会長 適正化の方向としては、その理由のところでも整理・削減・廃止等を含めということで、もう少し具体的に言うと、どういう方向かというのは今の段階ではあるんでしょうか。

○地域福祉担当課長 そうですね。平成18年度までは、一応、都の事業としてこれまでやってきましたので、補助金がつきます。ですので、19年度以降の部分、これからまた団体ともいろいろ話し合いながら、団体がどのような形で経営していくのかということも含め、区の補助金のあり方を整理するということで、区としての方向性はきちんとしたものは、まだ持っていないところではあります。これから検討していくという段階です。

○会長 この二つの団体というのは、配食サービスと家事援助サービスというのは、介護保険の関係のはやっていないんですか。合わせてやっているんでしょうか。

○地域福祉担当課長 いえ、介護保険外です。

○会長 保険外のだけをやっているわけですね。

○地域福祉担当課長 失礼いたしました。友愛の灯協会の方は、一部介護保険の方も事業としては、展開しているということです。

すみません。事業としては補助して、介護保険の事業をしておりますけれども、補助は介護保険以外の部分での補助になります。

○会長 ええ。区の方から団体の事業のあり方をどうのこうのというのは、言いにくいところではある一方で、なかなかその介護保険外のいわゆる谷間の部分というようなところを対象とするというのは、マーケット的には小さいのかもしれませんが、非常に難しい部分もあって。そこら辺、団体の事業のあり方としても、どうなんだろうかなというところは、はたから見て思うところはあるんですけども。

そういう、実際、配食サービスとか、家事援助サービス、介護保険も含めてやっている事業者数は相当あるかと思えますね。そういうところがまたその延長で、介護保険外のものやっていくとか、いろいろな展開のあり方があり得るわけで。そうしたことを区の中のこういうサービス全体としてどう考えていくかということだろうとは思いますが。その中で、そこだけを独自にやっているというのは、もしかしたら採算的には非常に悪い可能性はあります。それを援助し続けるのが本当に妥当かどうかということは、十分考えていかなきゃいけないかとは思いますが。

ほかに、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次に44番ですね。

○事務局 団体の44、民生委員児童委員協議会助成金について説明。

○会長 これは、都は100で、区が78%分上乗せということですので、大体この補助金17年度599万2,000円のうち、三百何十万かが都のお金で、残りの二百何十万かが区の上乗せ分というふうを考えるわけですね。

○委員 資料、団-44ですけど、これはちょっと見方が、私、よくわからないんですけど。歳入と歳出のところ、会費と分担金及び拠出金と書いてあるんですけど、これは同じ金額が出てきているんですけど、どういうふうに見ればいいんでしょう。

○地域福祉担当課職員 まず、歳入の方の会費ですけども、会費はこの金額を各民生委員さんから集めるという趣旨です。この協議会の方に集めさせていただいて、協議会が、

歳出の方ですけど、東京都民生委員児童委員連合会に納める。全国民生委員連合会に納める。そういうふうな形に協議会が支払っている、そういう形になっています。

○会長 歳入の方のこの会費で1、2、3と分かれているのは、そこから会費が入ってくるというのではなく、会費をこちらの方に振り分けるということを歳入の方に示しているということですか。多分そこが一番混乱のもとになるのかと。

○委員 今現在、杉並区の民生児童委員は416名ですか。

○地域福祉担当課長 428名が定員で、今、欠員が2名です。

○委員 2名。そうですか。民生児童委員、東京都では何人ぐらいいるんでしょう、今。もう、1万を超えているでしょうね。多分、私のときは、ごめんなさい、平成5年のときは9,000ちょっといたかなという感じがいたしましたが、その後、増員でふえてということですかね。

○地域福祉担当課長 はい。

○会長 この決算書を見ている、繰越金が非常に額としては大きいかなと。区の上乗せ分と同じとまではいなくても、かなりの額があるように思われますが、この点はいかかなんでしょうか。

○地域福祉担当課長 これについては、調べてお答えということではよろしいでしょうか。

○会長 お願いします。やはり趣旨からしても、研修それから分担金が非常に歳出の項目としては大きくなっておりませんが、繰越金を大きく見込む必要がどれぐらいあるのかというと、よくわかりかねるところもあります。それから、社協からも、若干これは助成金を受けているということなんですね。これはどういう名目といいますか、両者の関係で言うとうとうとうなんですか。

○地域福祉担当課長 民生委員さんは、社会福祉協議会の会員に皆さんなっていまして、社会福祉協議会の活動的地域福祉活動の部分も担っているというところで、社会福祉団体の方から助成金をいただいて活動の一部の費用にしております。

民生委員の場合は、ほぼボランティア的なところで、報償というような形でほとんどありませんので、そういった活動費の部分をすべて予算的なものは活動費のような形になっております。

○会長 民生委員や児童委員の役割自体は地域では大きなものなんだろうけれども、ちょっとこのお金の面について少しお調べいただくという点でお願いしたいと思いますが。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○会長 次に団体の45番ですね。お願いします。

○事務局 団体の45番 心身障害者自立宿泊訓練事業補助金について説明。

○会長 事務事業評価表の方で、14年度ですと、事業費の規模がそれ以降より大きくてと
いいですか、委託費が含まれているということなんでしょうか。14年度から15年度という
のは、これはどのような変化といたしますか、制度的な変化があったんでしょうか。

○事務局 補助開始の年度の関係です。途中からですので。

○会長 というのは、14年度から始まったということですね。

○事務局 そうです。

○会長 その14年度の事業費の額が大きくなっているというのは。

○事務局 これは初度の備品等々、入れてございます。

○会長 これ自体は、都が半分出している補助金でもありますし、なかなか団体として自
立してやっていくのも難しい側面がありますので、こういう形になっているかと思うん
ですが、特によろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次に46番をお願いします。

○事務局 団体の46番 障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金について説明。

○会長 これは連合会と個別の団体が両方一緒に掲載されているということですね。これ、
連合会に対しては補助金が20万円ということですか。いかがでしょうか。

○委員 連合会に対しての補助金は、確かにこれだけの20万円の補助金がなくても十分運
営できると思うんですね。繰越金も422万円というふうに大きくありますし、それから、
収支合わせる目的でしょうけれど、支出の方は予備費ということで、予算額が107万円入
れて、収支合わせるような形をしておりますけど、実際には支出はゼロということになっ
て、繰越収支差額もふえたのかな。ですから、それはそうだと思います。

この繰越金について、これだけあるということですが、これは連合会の資産なので、
区としてはタッチできないということですね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 この繰越金といたしますか、結局、事業収入はかなりあるんですけれども、区の施
設での自動販売機の売り上げとなっていますよね。これは、永続的に安定的に入ってくる
ものだろうかというところでしょうけれども、そこまでここが考える必要があるのかどう

かというのがあるんですけども、これ、かなり大きいわけですよ。というか、ほとんどそこだけのような気がするんですが、これをもって安定的にやっていけるということなんです。

○事務局 連合会自身は、今、障害者福祉会館という建物がありまして、そこの出先というところで、高円寺の障害者交流館ですね、この運営委託を受けております。だから、運営事業費の委託事業のお金も入っております。

○会長 なるほど。

○事務局 ですから、事業主体として今後自活できるような形でしていただきたいんですけど、うちの方の補助金の20万円というのは、高円寺障害者交流館というのがございまして、それが地域の方と交流をするということで、お祭りをやるんです。そのための経費として使っているものでございます。

○委員 前の45と46との関係なんですけれども、45のところでは、この根拠法令のところ、杉並区心身障害者自立宿泊訓練事業とありまして、この訓練事業に対して、今度は46になりますと事業内容の2番目のところに宿泊訓練等の交通経費とあるんですが、これは交通費は入れずに宿泊代だけが45で、そこへお送りする経費がまた46でかかるという形のものなんでしょうか。交通経費がわからない。

○事務局 45番は、高齢者活動支援センターが高井戸にございます。その1室を借りまして、この父母の会という団体が、特に重度の身体障害者の方の自立宿泊ということで泊まって、それで自分でトイレへ行ったり、料理をしたり、そういうところのトレーニングをする場所です。

それで、46番にありますこれは、心身障害者団体ですね、各団体というのが別に事務所を構えていないところもありまして、それが団体の会員を対象に、会員の社会参加のためのいろんなトレーニングをするという部分があるんです。ですから、全く場所が違います。片方は団体の活動としてやっています。もう一つの45番というのは、事業としてやっているものでして、対象は別に会員を対象としているわけではありませんし、一般の区民も、障害があればそこでの訓練を受けられるというものになってございます。

○委員 わかりました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

こちらの審査表で示されているような適正化の方向というのは、大体、印象としてはそういう感じかなという気はいたしますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次に47番、お願いします。

○事務局 団体の47番 知的障害者生活ホーム運営費補助金について説明。

○会長 18年度以降は家賃補助ということなんですね。追加の資料で出していただいたもので、ここ数年の変化というものがわかりますが、いかがでしょうか。

支援費制度自体は今後どうなるのか。また、それによってこの補助金も変更があるかもしれない。とりあえずは、この18年度以降はこういう形でということですね。

○事務局 そういうことです。どうしても、この家賃分のところが吸収できないんです。今、杉並区内、このグループホームの都型と言っていますけども、そのものについては支援の対象になっているわけなんですね。現時点で14、ございます。グループホーム開設する場合は、家賃というのは、居住者に利用者に割っていくんですね。じゃあ、居住者が一体幾らのお金を払えるのかを逆算して、その家賃を出していくことになります。

例えば、都型の場合ですと、4人以上が対象になりますので、4人が一体家賃を幾ら負担できるかと。通常、今、5万円ぐらいがあれですというのは、愛の手帳でちょうど2度で6万6,000円、プラス、福祉手当を入れて、あと個人収入等とか入れますと、払えるのが大体家賃でいくと5万円ぐらいです。生活するには、食費が大体2万何ぼ、それから共益費が1万何ぼというところが大体必要なお金なんですね。

普通、障害者というのは、一般就労している人だったらいいんですけど、福祉的な就労の方もおりますので、負担がなかなかき切れないんですね。そうすると、大体5万円ぐらい。そうすると、4室あるとすると、これで20万円。ところが、この家賃は30万円ということで、現在、支援費制度が始まる前に出された考え方によってやったものですから、現在でしたらもっと安い家賃のところやるんですけども、当時そういう考え方がなくて30万円のベースがあるものですから、どうしても個人に、利用者に負担をしていただけない分等が出てしまいます。したがって、その分については、区でもってある程度見ざるを得ないだろうと。これ、最初は約束事をやるものですから、まあ、やむを得ないなと思っています。

○会長 よろしいでしょうか、この点に関しましては。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

では、次に48番の方をお願いします。

○事務局 団体の48番 精神障害者居宅介護等事業費補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。法人格を持つ団体についてはというのを、もう少し具体的に説明いただくとどういうことになるのでしょうか。補助のあり方が違うんですか。

○事務局 法人格を持つ団体については、東京都が補助金で対応しろという実施の要綱をつくりまして、14年度からそれを実施しているという形になります。それ以外の任意団体については、委託事業でやれという形になっております。

○会長 つまり、ここでは、その法人格のものだけが対象ですよということですね。

○委員 事務事業評価表のところを見ますと、裏の方にこの需要の掘り起こしに時間がかかってPRが必要とされる等々記載があるんですけども、このようなサービスの将来的な予測。その辺はどういう感じに考えておられるのでしょうか。需要の伸びとかです。

○事務局 この精神障害者につきましては、なかなかこのサービスを必要としている、そういう人たちをその掘り起こしに時間がかかるというのが、やはりなかなか表に出せないという障害の特性から自宅に引きこもっているような、そういう障害を持っている方が多いということで、そういった方にもこういうサービスがあるということをこれからやはりPRをしていって、そのサービスを受けられるそういった人をどんどんふやしていきたいという、そういうことです。

あと、将来的予測についてなんですけれども、やはり精神の障害を持っている方はどんどんふえてきている状況でありまして、一般の人でも5人に1人は一生のうちに一度はかかると言われているような、うつ病というようなそういった病気がありまして、この対象につきましても年々ふえている状況にあります。ですから、この数は今後もっとふえていくと予想されます。

○会長 いかがでしょうか。審査表の方にもありますが、国の方の仕組みといたしますか、そちらともかかわってこようかと思いますが、当面はこういうような形でということだと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

では、49番をお願いします。

○事務局 団体の49番 心身障害者のショートステイ事業について説明。

○会長 この二つの法人はショートステイを専門にしている事業者ということでしょうか。

○事務局 いえ。まず、いたる発達センターは、法人名が名称変更になりまして、真ん中

の難しい漢字の部分全部とってしましまして、よく皆さんに愛称で呼ばれたものを正式の名前にしましたので、現在、いたるセンターになりました。そこは、阿佐谷生活園という知的障害者の通所の更生施設を持ってございます。それが、本体部分なんですね。その職員で、あとはグループホーム、これを6寮、持ってございます。それで、ショートステイ部門もあるということで、三つの大きな事業をやっているということでございます。

一方、東京家庭学校につきましては、これは児童の入所の施設を持ってございます。それに併設という形になりますけれども、このショートの部分を持っているという形になります。あと保育園も、家庭学校の方は隣に持っております。

○会長 はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○委員 この身体障害者の数はどのくらいということ把握できているんでございますか。

○事務局 ショートを使う障害者ということでございましょうか。

○委員 全体です、これにかかわっている人たちの。

○事務局 全体ですと、手帳を持っている方だけですと1万4,000人ぐらいですね。ただ、それは中には、約1,000人が精神の健康手帳ですし、知的が1万2,000人ぐらいかな。あとが身体障害。身体障害と言っているのは広い意味であって、内部障害なんかも含めてのやつです。これは一番大きい部分ですね。

このショートを使う方というのは、ほとんどが知的障害を持つ方が中心でございます。重度の身体の方がやる場合というのは、二つ方法があるんですけども、この支援費の対象にはならないんですけども、施設的に支援費では、身障の対象にはならない施設なんです。ここ、うちの区にあるところは、施設が十分じゃないものですからね。だから、支援費ではやれないんですけど、その部分は補助金でお渡しをしているんですけども、そういうことを使う方は、純然たる身体というよりも、知的と身体の合わさった方が大体使われております。

○委員 はい。ありがとうございました。

○会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次に50番目をお願いします。

○事務局 団体の50番目 障害者福祉会館運営費補助金について説明。

○委員 協議会の一般会計決算を見ますと、ほとんど杉並区の補助金で依存率91%ですか、

運営されているわけですが、繰越金が前年度で280万円ですか、当年度で233万円あるようですが、こういうふうに補助金でほとんど運営されているところに関して、この繰越金というのは、もうちょっと削減してもいいのかなというような気がするんですけど、いかがなものでしょうか。

○事務局 はい。会館の運営協議会は、この委託を受ける団体でもあります。実は、会館の運営費補助金のほかに、この団体は会館の受付業務それから清掃の部分を、委託として区から請け負っております。そういった事業のお金が入ってまいりますので、団体のお金は、そういう点では補助金だけでやっているわけではないという部分がございます。

○会長 この資料は補助事業の分ですけれども、そちらの委託事業等ともあわせて考えた場合、またちょっと違ってくるということでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりです。実際には、あそこの日常清掃の部分だけですけれども、障害者を運営協議会が雇って、日常清掃等々をやる、そういうふうな事業をやったり、あと電話してみますと出てくるのは障害者の方です。そういうようなことで、受付業務とかなんかも障害者の方によってやっている。そういうような特徴がございます。

○委員 これ、補助事業の分の収入と支出という意味ですね。

○事務局 そうです。補助事業だけです。

○委員 そうすると、補助事業の中でこれだけ繰越金が出たというふうには読めないんですか。

○会長 今のお話とあわせると、委託事業の方にこの繰越金を何か使っているのかどうかということになると思うんですけれども。

○事務局 それは、決算上、全く別になっております。

○会長 そうすると、委託事業は委託事業の中でその一つの体系としてやっていて、補助事業の方は補助事業でこのような結果になっているとすると、また最初の委員の質問に戻るんですが、やはりちょっと、多く余っているんじゃないんでしょうかということになるかと思うんですね。この団体だけじゃなくて、今までも幾つか出てきているんですけれども、補助金額相当とまではいかないですが、かなりの繰越金が出ているということは、その補助金のあり方をもう少し見直せるのではないかと。これを見ている限りでは我々は判断してしまうので、それ相応の理由か何かがあるのかということですね。

○事務局 一つは、やっぱり、先ほど出ました障害者団体連合会もそうですけど、実際の運営はほとんど障害者が委員として中に入って使う形をとっておりますので、かなり節約

してやっていることは確かです。できるものは全部委託に出さないで自分たちでやったりしていますので、そういうところで若干剰余金が出てくるということはあるかなと思っております。

○会長 そうした内部留保的になっている部分をどうしていくかというようなことはあるうとは思いますが、節約を重ねた上でさらによりいい方向に使っていただくというか、補助金ですから、当然、目的に沿った形でやらなければいけないでしょうけれども、ちょっとそこら辺は整理していただきたいなというところだと思いますが、特にほかにはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では、次に51番をお願いします。

○事務局 団体の51番 障害者まちなか生活支援事業補助金について説明。

○会長 これについては、現段階で何か言うということにはできないかとは思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 先ほどの「いってきまっぷ」と同じ法人ということですか。特につながりがあるのかないのか、ちょっとよくわからないところがありますけれども、つながりといいますか、事業的な。今年度から始めたということで、ここではまだ、ちょっと判断ができないということになると思います。

次に、52番の方をお願いします。

○事務局 団体の52番、精神障害者地域生活援助事業運営費補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。これはいかがでしょうか。

ここに出ている補助金依存率というのは、この事業だけではなく全体でということなんではないでしょうか。

○事務局 この事業だけでございます。

○会長 そうか、事業費決算書と施設借上げ費決算書と分かれていますね。事業費について見ると、利用者負担もほとんどなく、もう委託と言ってもいいような形のあり方ですね。ただ、国・都の補助金ということもあることもあって、仕組みとしてはなかなか変えがたいのかもしれませんが。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。

それでは、次に53番。これは1と2に分かれています、一緒をお願いしてもよろしいですか。

○事務局 団体の53番の1 心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金（地域デイサービス）、団体の53番の2 心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金（小規模授産施設）について説明。

○会長 次の54番、55番も、続けてお願いできますか。

○事務局 団体の54番、精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金、団体の55番 重度身体障害者グループホーム運営費補助金について説明。

○会長 ありがとうございます。ちょっとまとめてやっていただきましたけれども、いかがでしょうか。

余りにしていなかったんですが、区が100%のものの中には、ほかにも該当するものがあるのかどうかということなんですが、53-1は都区財調算定事業だということですが、今までは余りなかったんですかね。実は気にしていなかったんですが、特にここは特記事項として事務事業評価表にありましたが。それはまた、別の機会にお答えいただいても構いませんので、ちょっと教えていただければと思います。

何かお気づきの点とか、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 53-1に関してなんですけれども、事務事業評価の中に、活動の場所を民間賃貸施設等から小・中学校の余裕教室に移すということを強く要望していくということなんです、確かにその決算書を見ると、施設関係の経費がかなり大きいとは思いますが、交付実施団体が11団体ということですが、こういうような要望の調整がどの程度お進みなのか。現状というのはどういう状況でしょうか。

○事務局 学校の空き教室については、少子化の影響であいているということは存じております。平成14年に調査がありまして、余裕教室について活用させてほしいということで、企画の方には各地域デイサービスそれから小規模作業所に対して調査を行いまして、どんなところを使いたいかということについては、全施設から使いたいという要望は受けておりました。ただし、学校の余裕教室については、学校の統廃合の問題も含めまして広い観点からやるということから、現在、使うというところは、障害者関係については開かれておりません。今後、そういうようなことができれば、我々としては使わせていただければ家賃は全部補助しておりますので、今、上限が500万円ということになっておりまして、

それ以内であれば、全額家賃を出しております。だから、空き教室等々、そういうようなものが使えるようであれば、これは家賃の補助をしなくて済みますので、そういうような形で進むのいいかなとは思っております。

○会長 よろしいでしょうか。なかなか難しいところだと思うんですが、特に教育委員会との関係ということもあろうとは思いますが。そうですね、そういう、単に補助金の仕組みだけの問題ではなく、そういうところともかかわってくると思うんですけども。ほかに、何かご意見いかがでしょうか。

今の点に関連して、学校の統廃合は、杉並区としてはまだ計画が進められているんですか。今はご担当の方がいらっしゃるかもしれないですけども。統廃合したり、いろいろ学級編制を柔軟にして少人数教育をしたりすると、少し余裕部分が減るのかもしれませんが、それでもまだ、大分余裕はあるはずですよ。

○財政課長 そうですね。統廃合の計画は、つくってあります。少しずつ進めつつあるという状況でございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 これは53-2ですか、資料団53-2、第一希望の家ですか、ここだけ区で補助金収入がほとんどなわけですけど、ここだけが何か前年度繰越金が結構残っているんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

○事務局 第一希望の家及び第二希望の家も今度は法人化されて、「希望の家」という同じ法人になったわけなんです。東京都の認可を受けているところなんですよ。第一、第二は、第一が先にできまして第二は後でできたというものですけれども、収入の中はそれぞれ第一と第二は別々に決算をしているという流れになっております。剰余金のことでしょかね。

○委員 1,100万円とかいう、繰越金ですね。

○事務局 繰越金につきましては、区ではこういう考え方を持っております。毎年、年度が開始いたしますと補助開始を決定いたしまして、補助金の実際の支払事務を行います。大体、4月の末とかぐらいにはお金が出るようになります。ということは、1カ月分の運営費につきましてはの運転資金につきましては、一応繰り越しを認めるということをしてございます。そのお金が、規模から言うとちょっと多いかなとは思いますが、一応1カ月分の運転資金については繰り越しをして構わないということではやっております。

○委員 ここで言うと、支出が、別途積立金と次年度繰越金を減らすと、二千七、八百万

円ですか。ですから、月に二、三百万円というところですかね。

○事務局 はい。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

最後の55番についてですが、本年度新しくできたということで、根拠法令も特になく、実施計画に基づいているということなんですけれども、予算上の補助としてつくられて。あと、特に実施団体未定とはなっていますが、ただ、ある程度は想定された上でこういう予算を立てられていることとは思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○事務局 重度身体障害者のグループホームにつきましては、これは実施をさせていただけるところについては、既に年度の頭の方から、ずっと、昨年あたりからも打診をしております。まず、場所と団体を決めなきゃいけないということで、今、選定要綱それから選定委員会の要綱をつくり、公募をかけるという予定で、今進めておるところでございます。

○会長 そうしますと、大体今からそういう手続をやっていくと秋ごろから実際には、秋の終わりぐらいから。そのうち選定結果が出てということですね。

○事務局 そういうことでございます。

○会長 そうすると、本年度の補助金は、例えば10月とか11月から年度末にかけての補助金ということになるんでしょうか。来年度はそうすると倍ぐらいの予算になるとかですねということなのか、それとも、さかのぼって4月分から使えるような形になるのか。この予算額というのは、どういうふうに計算するんですか。

○事務局 さかのぼってやることはありません。スタート時期も、当初頭からやるという予定ではなかったと思いますので、これについては来年度になりますと1年分かかりますので、これよりふえることは確かでございます。

○会長 これも、今年度からということですので、なかなか検討はしづらいところではありますけれども。

ほかのも含めて、いかがでしょうか。補助金の趣旨としては特に問題がないと思うんですが、先ほど来指摘されているように、いろいろ、繰越金の額が、やや当座の運転資金というよりは、かなり多いなというものも多く見受けられて、補助金との関係で、どのような説明を受けられるかという点で、ちょっと我々としても関心を持ったところがありますけれども。当初、2時間の予定だとすれば時間が大分過ぎてしまったんですが、一通り、きょう、検討対象とするものについて、21件ほど見てまいりましたが、何か全体を見渡してご意見等ございますでしょうか。

○地域福祉担当課長 すみません。先ほどの回答をいたします。

○会長 はい、どうぞ。

○地域福祉担当課長 No.44の民生児童委員の運営協議会の助成金の中で繰越金というよう
な形ですけれど、こちらの方は予備費の複数年に当たるものが繰越金という形になってお
ります。この予備費の考え方ですけれども、区の独自の研修のほかには東京都の方から指定
される研修が年度途中で入る場合もございまして、その分に充てていることと、民生児童
委員の場合、3年に一度の改正がございまして、その改正年度につきましては、研修等も
研修経費も多くなっております。それに充てるといような考えになっております。

○会長 はい。ありがとうございます。

○地域福祉担当課長 それから、No.35の社会福祉協議会の運営の補助金ということで、先
ほどのご質問で、次期繰越活動収支差額ということになっております。これ、法人全体の
会計の差額になっておりまして、およそ当期の活動収支差額につきましては、同法人が運
営しています介護保険のデイサービスの6カ所と、あと居宅介護事業のほぼ黒字分、あと
前期繰越活動収支差額につきましては、こちらの方も介護保険の報酬の部分と、プラス、
この年度は7,000万円ほどの寄附金がございまして、この寄附金を本来ならば運用積立金
の方に入れるところを、そちらの方に処理しないまま残したということで、このような額
に出ているところです。

ちなみに、介護保険の部分につきましては、区の補助対象経費外になっております。今
後、社会福祉協議会がこうした収益が上がる事業をすることはどうなのかというところで、
民間に任せていく必要もあるのではないかとということも含めて、今検討しているとい
うことです。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 きょうも21件もあったものですから、かなりの、今まで補助金を見てきて、これ
を一体どういう方向でこの委員会としてはまとめていくのかということがそろそろ心配に
なりだされているのではないかと、本来、時間があればきょうも少しお話ができれば
思ったんですが、次回あたり少し時間を見つけて議論をさせていただきたいと思っ
ておりますので、その辺よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、今後のスケジュールということで、ちょっと事務局の方からお願いします。

○財政課長 今後の開催日程について説明。

議題でございますけれども、きょう、福祉に入りましたけれども、福祉がまだ残っております。それから、教育関係が残っておりますので、7回、8回あたりまでその福祉・教育の審査をしていただくことになるかなと。予定どおりいきますと、9回に施設の建設の補助あるいは外郭団体の補助についての審査。そういったぐらいを今のところ予定をしているところでございます。

以上です。

○会長 というような形で進めさせていただきたいと思います。なかなか難しいんですけども少し時間の余裕ができたときに、どんな形で進めていくか、次回あたり少し何か、私の方とそれから事務局でこんな形ではどうかというものを outsizing いただければなというふうに思っております。最後は、10回で終わりでしたっけ。

○財政課長 一応お願いしたのは10月いっぱいまでということでございます、10回目です。

○会長 ということですね。そこでまとめ上げなければいけないということもありますから、少し前あたりからこんな形でというのを outsize していきたいと思いますので、よろしくご協力いただければと思います。

よろしいでしょうか。きょうも、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

では、また次回以降もよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。